

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見

2006年3月29日

民間研究団体 知的財産国家戦略フォーラム
(代表 成蹊大学教授 安念 潤司)

民間研究団体、知的財産国家戦略フォーラムは標記につき、下記のとおり意見を表明する。

記

<意見1> 知財改革の遂行に向け、知財人財の養成を強化されたい。

日本政府は、知財立国の実現に向け、知的財産関連人材育成の総合戦略の推進策として、「知的財産人材育成総合戦略」を知的創造サイクル専門調査会において決定した(2006年1月)。専門分野の人材の育成はもちろん喫緊の課題であるが、国民や企業経営者への知財制度に対する意識の向上をさらに努力されたい。

<意見2> 知財立国の要である知的財産を創造するクリエイターを増やすため、税制改正や留学制度を導入されたい。

知財立国の基盤を構成するのは、優れた知的財産を創造するコンテンツ制作者、研究開発者などのクリエイターである。世界で通用する一人前のクリエイターの育成が重要である。政府は、多くの者をクリエイター分野に参入させるため、修学期間における優遇税制の適用や、海外留学を含めた修学の機会を与えることが必要である。

<意見3> 新しい知的財産を前向きに検討されたい。

地域ブランドや食の安全の重要性が高まっている。原産地表示の保護については、日本では不正競争防止法を主体に保護することとなっているが、中国では商標法の原産地商標などで保護する傾向もある。和牛ブランドの保護のため、動物品種の保護の必要性を検討する動きもある。

日本政府は、前向きに新しい知的財産を保護する制度を検討し、世界に提案するべきである。

<意見4> 各国で異なる知財法制を調和されたい。

現在、日本では、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法、種苗法などの法制で、知的財産の保護を図っている。しかしながら、世界各国の知財法制をみると、米国では意匠の保護が特許法の枠内に入っているなど、知財法制は異なっている。著作権法は条約により実質的に世界著作権法ともいえるが、著作権期間など異なる部分もある。また、韓国では実用新案法を無審査主義から審査主義へ戻す動きもある。

日本政府は、欧米などの先進各国やアジア諸国と協力して、特許法のみならず、他の知的財産法も調和することを検討されたい。ユーザーから見ると、各国の法制が異なるとビジネスに大いに支障がある。

<意見5> 知識社会にふさわしい知的財産法制の構築を開始されたい。

知的財産法制を根本から考える時期が来ているのではないかと。IT技術の普及とグローバル経済化の定着を受け、多くの問題が生じている。

例えば、フランス政府のiPodに対する法規制法案のように、知的財産権をどのように保護すれば社会のメリットが最大化するのかが議論となっている。

また、現行の著作権法では利用をスムーズに行うことに支障があるため、「クリエイティブ・コモンズ(CC)」などの新しいライセンスの枠組みなどが検討とされている。最近、オランダ裁判所がCCのライセンスを有効であることを世界で初めて判決したと報道されている。これらの事象は、現行の知的財産法制が社会に根本的に合わなくなってしまったことを表しているのではないかと。

日本政府は、既存の法制度の枠にとらわれず、経済学、社会学、科学技術、経営学的な多様な視座から、新しい知財制度の構築に向け、抜本的な議論を開始することが必要である。日本政府は、21世紀の知識社会にふさわしい知的財産法制を発明し、世界に貢献するべきである。

<意見6> 知財知識の修学や研修のための奨学金制度を拡充してもらいたい。

先の意見1, 2でも要望したように、知財人材の拡充政策が喫緊の課題になっているが、知財人材を育成する大学院や各種の研修を受研する研修生のために、奨学金制度を充実させ、国が拡大してもらいたい。

弁理士、弁護士を始め、企業の知財スタッフなども知財の知識向上、実務上の能力向上のために専門職大学院への進学や各種団体、組織などが主催する研修会への参加が増えている。しかし経済的に余裕がないために参加できない社会人も多い。

こうした社会人の経済的な支援をするために奨学金制度を準備しておくことが肝要である。

<意見 7> 地域団体商標制度の施行に伴い、商標管理について適切に運用するように行政が適宜指導してもらいたい。

06年4月1日から施行される地域団体商標制度は、地域産業を活性化させるものとして期待されるが、この商標を取得した後の管理の問題が残されている。たとえば、取得した商標権者である組合などが商標を使用する組合員との間で商品の品質や使用方法の細則を決めておかないと、品質のばらつきがでたり適切な商標使用をしないケースも考えられる。

このようなことがないように、組合員が守るべき使用細則を権利者である組合と商標使用者の組合員の間で取り決めをする必要がある。そうした指導は行政が主導しないと徹底しないことになりかねず、消費者に迷惑をかけないとも限らない。

また、商標を登録した団体・組合が、その商標使用の条件として組合員に団体・組合を通じて肥料や飼料や各種製品を購入するように事実上強制するようなことがあれば、独禁法に抵触することになる。こうしたことが起きないように、行政は適宜指導する必要がある。

以上